

最新の改憲動向と改憲阻止の課題

2005年11月2日 弁護士 岩佐英夫

一、改憲をめぐる情勢:「本気」で準備を進める改憲勢力に「本気」で対応を!

04.06.10 自民党憲法調査会「憲法改正プロジェクトチーム」「論点整理案」(以下、「論点」)

04.11.17 自民党「憲法改正草案大綱(たたき台)」(以下、「大綱」)

05.04.04 自民党「新憲法起草委員会各小委員会要綱」(以下、「要綱」)

05.04.25 民主党「憲法提言」中間報告を公表

05.07.07 自民党「要綱第1次素案」(以下、「素案」)

05.08.01 自民党「新憲法第1次案」発表

05.10.12 自民党「加憲論」の内容を取り入れた第2次案を発表

05.10.28 自民党「**新憲法草案**」を決定。11月22日の結党50周年記念大会での正式決定の予定。

◇私たちは、改憲勢力が文字通り「本気」で動きだした冷厳な事実を真剣に受け止める必要

i、改憲を結党以来党是とする自民党が政権党として初めて全条項にわたる改憲案を発表

ii、ここ1年間の自民党の動きが、党をあげての体制での取り組みであること

iii、条文化案の内容を与党の公明党は勿論、民主党も合意可能な内容に的をしばったこと、国民の強い批判が予想される25条や、24条は改定を見送ったこと

iv、日米安全保障協議委員会(2プラス2)米軍再編「中間報告」(10.29)で改憲の先取り

v、民主党の「積極的」反応 vi、タカ派の第3次小泉内閣の発足

◇総選挙で当選した議員:憲法「改正」すべき84%、「改正」すべきでない8% (05.9.13「毎日」)

◇自民党以外の動き

05.01.18 日本経団連:「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」発表:「存在する自衛隊」から国際貢献のために幅広く「機能する自衛隊」へ変革。9条1項は存置。2項 自衛権を行使する組織として自衛隊の保持を明確にし、わが国の主権・平和・独立を守る任務を果すとともに、国際平和に寄与する活動に貢献・協力できる旨を明示すべし。自衛隊の海外派遣の活動内容・範囲を明確にする一般法を整備すべし。集団的自衛権が行使できることを憲法上明記すべし。改正要件の緩和、まず国民投票法の早期成立が不可欠。

05.06.16 日本商工会議所:「憲法改正」に関する意見書発表。(内容は後述 →3頁)

05.04.25 民主党「憲法提言」中間報告:「歴史・伝統・文化の記述」、「制約された自衛権」「国連主導の集団安全保障に参加」、同日「**国民投票素案**」も発表

05.10.17 民主党前原新党首:改憲して集団的自衛権行使を認めるべき(日本記者クラブ講演)

05.10.27 民主党憲法調査会:①憲法改正案発議のための手続法案大綱、②国民投票法案大綱を了承

05.10.29 日米安全保障協議委員会(2プラス2)米軍再編「中間報告」

“日米同盟「未来のための変革と再編」”

05.10.31 民主党憲法調査会「憲法提言」を了承

二、狙いは憲法全体を「戦争する国」にする体制づくり・「新憲法制定」

「新憲法草案」は、“ソフトになった”“9条と96条（改憲手続）に絞り込んだ”との評もあるが、はたしてそうでしょうか？ 全体を検討すると決して憲法9条改悪だけではない。

むしろ、**憲法全体を「戦争する国」にする体制づくり、「新憲法制定」**であるという特徴をしっかりと把握する必要。9条改悪のほかに、i、前文の全面改悪、ii、12条「公共の福祉」→「公益及び公の秩序」、iii、20条3項 政教分離の緩和、iv、軍事裁判所、v、政党条項、vi、憲法改定条項の緩和、vii地方自治体への統制 等。以下、順次検討。

【前文：全面改悪】

- 1、現憲法の9条をささえる「前文」の平和主義の理念を根本的に転換。**前文の真髓を全て削除**
 - * 「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」
 - * 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」（「武力による平和」でなく「9条を生かした平和外交」による平和・安全保障の確保）
 - * 「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有することを確認する」
- 2、「**新憲法制定**」を強調 * 「要綱」（05.4.4）「素案」（05.7.7）：明治憲法は天皇が、**昭和憲法**はマッカーサーが、今回初めて国民による憲法（→「自主憲法」「新憲法」）
- 3、「**象徴天皇制維持**」をわざわざ記載
 - * 「天皇とともに歴史を刻んできたこと」（「要綱」「素案」）などの文言は、はずす
- 4、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務を共有し」「愛国心」のおしつけ。9条改悪と並ぶ装置。徴兵制への道を開く
- 5、「**自由かつ公正で活力ある社会の発展**」（新自由主義の思想）を「国民福祉の充実」「教育の振興」「文化の創造」より優先
 - * 全体として、非常に格調が低い前文

1、憲法9条について

A：9条全面改悪の内容

- i 1項は、そのまま残す（1次、2次案では「戦争放棄」を削除「永久に行わないこととする」。これに対する批判を考慮）
- ii **9条2項（「戦力」をもたない、国の交戦権の否定）を完全に削除**
- iii **9条の二1項** 「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」**自衛軍保持明記**（2次案までであった「**侵略から我が国を防衛し9条の二1項**」は削除）
- iv **9条の二2項** 文民統制（「国会の承認その他の統制」（1次・2次案の9条の三2項の「事前に、時宜によっては事後に国会の承認…」の「事前に…」を削除、→「法律の定めるところにより」）
- v **9条の二3項** 自衛軍の三つの活動

- ①、1項の任務（「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」）遂行の活動
- ②、法律の定めるところにより、**国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動**
- ③、**緊急事態における公の秩序を維持**し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動（2次案までは、「我が国の基本的な公共の秩序の維持のための活動」のみ、「国民の生命若しくは自由を守るための活動」をカムフラージュとして付加。（*治安維持活動：市民運動抑圧のほか、テロ対策のため軍が日常的に出動の危険が指摘されていた。和田 進氏 05.8.16 赤旗）

◇「大綱」にあった「**集団的自衛権**」、「**国家緊急事態**」の条項は消える（公明・民主への配慮）

***しかし、その裏を見抜くべし**

（1）さまざまなレベルで、「**集団的自衛権行使は憲法違反**」との従来の政府（内閣法制局）見解を否定。

①、04.11.17「大綱」第4章第1節2「戦争の放棄と武力行使の謙抑性」のコメント

*「（9条1項は）**侵略戦争**の放棄を定めたもの。従って**自衛**（これには当然に**個別的・集団的自衛**の両者が含まれる）や、『**国際貢献（国際平和の維持・創出）**』のための**武力行使**は禁止されておらず、容認されることになる。」（この解釈では、9条1項のみでは、戦争防止の歯止にならないことは明らか）

*同第2節「国際協調」のコメント：「**国連の活動に限定されているわけではない**」とし、民主党の要求する国連決議という条件を満たさない場合（イラクの多国籍軍など）でも、参加して**武力行使**することを明言。

②、05.6.16 日本商工会議所：「憲法改正」に関する意見書。財界として最新の提言

9条1項は維持、2項改定（自衛権と戦力の保持を明記）、3項を新設（自衛隊の海外派遣を認め、本来業務に位置づけ）。「集団的自衛権」については「自衛権に含まれるのが国際法上の常識」と指摘。憲法への明記は求めず、行使の範囲や手続などを条約や法律で定めるべし。（安全保障基本法）
前述（1頁）のように日本経団連は「**集団的自衛権**」の明記を要求。**自民改憲案は、商工会議所の案に沿っている。**

③、05.8.1「（改憲案にいう）自衛には個別も集団も含まれる。その議論は終わった。」（自民党新憲法起草委員会 舛添要一事務局次長）

④、自民党「重点施策要綱」（05年8月発表）54頁

「**憲法9条を改正し、自衛隊の位置づけと国際協力における役割、集団的自衛権の行使を可能とすることなどを明確化します。今後、憲法改正に伴う防衛関連法制の整備を進めます。**」

B 憲法9条2項削除、「自衛軍」を明記することの重大な意味

（1）単に自衛隊の現状を追認することではない。アメリカと一緒に地球規模で戦争に参加すること

i、「軍」になること→「戦力」（戦争をする実力部隊）を、従って「交戦権」を正面から認めることになる。

*従来の政府見解が「集団的自衛権行使は憲法違反」としてきたのは、9条2項があったから。

→9条2項削除により、集団的自衛権の行使も当然認めることになる（「自衛」には「集団的自衛権を含むという形で」）。

ii「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」（9条の二2項の意味）

*「素案」前文「国の目標」：「地球上いずこにおいても圧政や人権侵害を排除するため不断の努力を怠らない」：「民主主義」の名のもとに他国の内政に介入・先制攻撃

*「細則は安全保障基本法や、国際協力基本法で決める」（前記05.8.1 舛添記者会見）

iii、05.10.29「日米安全保障協議委員会」（2プラス2）「中間報告」の重大性：安保の根本的変質

1) 日米安保条約：「極東」→「周辺事態法」：アジア・太平洋規模→「中間報告」地球規模へ拡大

*「世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟（日米安保条約）の重要な要素となった。」

◇今回の協議の2つの柱

①日本の防衛及び周辺事態（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）

②国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組み

*大野功前防衛庁長官：「今回の協議は日米同盟の変革に向けた歴史的プロセス（過程）だ」「これまでの日米同盟は、日本を守っていこうというものだった。それが世界の安全保障環境の改善に向けて日米双方が努力していこうということになった。」（05.10.29 共同記者会見）

2) 米軍と自衛隊の一体化

◇柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力：

*ラムズフェルド米国防長官：「自衛隊と米軍の協力では、司令部の並存・基地の共同使用・相互運用性が大事だ」（05.10.29 共同記者会見）

・在日米軍司令部：横田基地に「共同統合運用調整所」を設置

・キャンプ座間の在日米陸軍司令部の近代化。陸上自衛隊中央即応集団司令部を座間に設置を迫及

・府中の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊 →横田の米第5空軍司令部と併置：防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携強化

・海上自衛隊は、従来から横須賀で米海軍と並存

・定期的な訓練・演習、そのための施設・区域の確保、基地の共同使用

3) 防衛協力において向上すべき活動の例：筆頭が防空・弾道ミサイル防衛（「人道救援活動」「復興支援活動」は8、9番目の順位。弾道ミサイル（BMD）の項で「決定的に重要」が3回も出てくる。「BMDの脅威に対応するための時間が限りなく短い」と述べている。

4) 沖縄等の基地再編

iv、小泉首相の正直な本音に注目！！ 04.06.27「米軍と共同行動ができない、集団的自衛権を行使

できないのはおかしい。その点は憲法ではっきりしていくことが大事だ」(NHK日曜討論)

(2) 民主党改憲論のまやかし

i、05.10.31 民主党「憲法提言」の内容

- ・「解釈改憲による『憲法の空洞化』を阻止し、『法の支配』を取り戻す」
自衛隊の行動に「歯止め」をかけるために9条を改定して明記すべきと主張、
- ・国連憲章51条による「制約された自衛権」
- ・国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づける。総会または安保理の「国連決議」があれば自衛隊が海外で武力行使できるようにすべきだと主張。国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動(PKO)への参加を可能にする(武力行使を含む)。
- ・安全保障基本法を制定する
- ・国家緊急権を憲法上に明示し、“非常事態においても、国民主権や基本的人権の尊重などが犯されることなく、憲法秩序が確保されるよう、仕組みを明確にしておく。”

ii、しかし、現在9条2項があるからこそ、自衛隊はイラクでも武力行使ができない。

世界第2位の自衛隊が存在することは、歴然たる事実

9条2項は自衛隊という「銃」のいわば「安全装置」があるために発射できなかった。この安全装置をはずしてしまったら、引き金をひくか否かは政治判断だけに委ねられることになる→自衛隊は自由に海外で武力行使ができるようになる。

iii、「制約された自衛権」：その内容は、要するに国連憲章51条の制約に過ぎない。しかし、国連加盟国である以上、国連憲章51条の制約に従うのは当然。なんら新たな制約ではない。また、“制約された自衛権”は、個別的・集団的の区別なし。

iv、「国連決議」があればよいのか？イラク特措法も、安保理決議678号、687号、1441号、1483号を第1条に掲げている。こうしたイラク特措法で自衛隊を派兵している。

v、「国連加盟国としての義務」という関係では、日本は憲法9条があるので軍事的協力はしないことを明確にした上で加盟。

(1952年6月の国連加盟申請の際の当時の岡崎外務大臣の『日本国が国際連合の加盟国となる日から、その有するすべての手段をもって、この義務を遵奉することを約束するものであることを声明する』の意味について、1960年8月10日、当時の外務省西村条約局長の憲法調査会での答弁で『日本のディスポーザルにない手段を必要とする義務は負わない、即ち軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりいたした』と述べている)

(3) 9条改悪にとどまらず→本質的に、憲法の全面改悪に転化

*日本国憲法が拒絶している**軍事的価値観**と「**グローバリゼーション**」(自由主義)があらゆる場面に侵入し、人権や平和の価値に優越。

*12条：「公共の福祉」→「公益及び公の秩序」：軍事的価値観が忍び込む。これによる人権制限。

今回はひかえたが、**国防・非常事態時の協力義務、家族を扶助する責務、社会連帯・共助の観点からの公共的責務に波及、生存権（25条）に対する攻撃へ**

国家が社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上・増進に努める義務（25条2項）→自己責任・家庭責任
「応能負担」から「応益負担」（“受益者負担”）へ：年金・介護保険等の切り下げ

*戦争体制のしわ寄せは、まず弱者・障害者へ（引野 収の歌）

病む身にも 有事の策は 及ぶべし 穀（ごく）つぶしとぞ また呼ばれんか
弾よけにも ならぬ病者と 蔑（なみ）されし かつてと今と いかほどの差ぞ

*軍事優先・福祉の削減、消費税を中心とする大増税もその一環

07年に向かつて改憲と消費税率アップとが同時進行しているのは偶然ではない

戦時体制強化・軍備増強、有事体制と増税は一体：戦前の教訓

イラク戦争での米軍戦費：毎月平均56億ドル（約6200億円）（「フォーリン・ポリシー・イン・フォーカス」05.8.31）

C、「自衛」論争のごまかし

改憲は「自衛」のためではない。アメリカと財界の要求に応え日本を海外で戦争できる国にするため

i、アジアに日本の安全を脅かす「脅威」が存在するの？

- ① ソ連の崩壊・冷戦の終結（1991年）→ いまや「ムネオ友好ハウス」の時代？
- ② 中国・台湾問題：アメリカが台湾「独立」を扇動し、介入することがない限り、台湾海峡危機は起こらない。（アメリカも日本も「一つの中国」を承認している）
- ③ 現在では、アメリカは、日本がゆえなくして他国から侵略されるというシナリオは考えていない。
- ④ 福田赳夫首相の答弁：日本に対する侵略の可能性は、万万万万が一（‘78.10）
- ⑤ 川口外相「一般論として現在、武力攻撃の差し迫った脅威はない」（02、4、24衆議院外務委員会 松本議員の質問に対して）
- ⑥ 「見通し得る将来、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」（05年版「防衛白書」）、05.10.29「2プラス2」も、「日本防衛」は“付け足し”に過ぎない。
- ⑦ 久間元防衛庁長官も「北朝鮮が先に攻めてきたり、侵略してくることは現実にはないと思う」と述べる（03年6月30日付朝日新聞）

ii、北朝鮮脅威論への反論 「六ヶ国協議」の着実な前進（「北朝鮮脅威論」の非現実性については別稿参照）

ii、アメリカによる改憲押し付けの具体的事実 04年の連続したアーミテージ副國務長官の発言
3月 「文芸春秋」：「憲法9条は日米同盟の邪魔者だ」

7月21日 「憲法9条は日米同盟の妨げ」発言（中川秀直自民党国対委員長【当時】との会談で）

8月12日 パウエル國務長官「日本が安保理常任理事国に入るには憲法9条の再検討が必要」

iii、アフガニスタン、イラク攻撃は国連憲章51条の認める「個別的、集団的自衛権の行使」のいづれでもない。

D、世界に広がる憲法9条：

*広大な宇宙の中でかけがえのない美しい惑星・地球。地球環境を守れ！に誰もが異存ありません。

*その地球の191ヶ国の中で、軍隊を持たないことを明記した、たったひとつの日本国憲法。これ

こそ21世紀の人類の針路を示す羅針盤。ちなみに、25条と同様な条文は、日本以外にはイタリア・スイス・中国・ロシア4ヶ国のみ。28条と同様な条文は、日本以外には、ロシア・イタリア・スイス・韓国のみ。24条（完全な両性の平等）

a、1999年5月 NATOによるユーゴ空爆の最中。約100ヶ国から、政府・NGO・知識人・活動家など1万人が集まったハーグ平和アピール市民会議で採択された「公正な世界秩序のための10の基本原則」（「ハーグ・アジェンダ10原則」）の第1原則「**各国議会**は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する**決議**を採択すべきである。」

b、2000年5月 NGOミレニアム・フォーラム（国連本部）最終報告書：「すべての国が**その憲法において**日本国憲法第9条に表現されている戦争放棄原則を採択することを提案する」

c、【憲法9条にノーベル平和賞を！！】：アメリカのチャールズ・オーバービー博士

：「第9条の会」をつくり（1991年）、「第9条にノーベル賞を」と世界に運動をよびかけ

1985年 I P P N W（International Physicians for the Prevention of Nuclear War）

1995年 British ban-the-bomb scientist Joseph Rotblat took the prize with the Pugwash Conferences

2005年度ノーベル平和賞は I A E A のエルバラダイ事務局長に

世界中に核兵器廃絶を訴えてきた「日本原水爆被害者団体協議会」（被団協）がノーベル平和賞に4回目のノミネートをされた

d、05年7月19~21日

アナン国連事務総長のよびかけによる G P P A C（Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict）世界会議を国連本部で開催：世界提言の中で、日本の憲法9条が「アジア太平洋の安全保障の土台」として取上げられた

e、05年9月1~3日

C O L A P（Commission on Lawyer Assistance Programs）第4回総会がソウルで開催、採択された共同宣言でも「日本国憲法9条の原理がアジア太平洋地域における『人民の希望』となりうる」として憲法9条改定に反対している。

f、憲法9条世界会議開催への動き 2007年11月ないし2008年5月

2、96条の憲法改定手続を緩和 後述

現在の「各議院の総議員の3分の2以上」から「過半数」に改憲のハードルを下げる

→政権党になれば、いつでも憲法改悪ができることを意味する。

まず、今回は9条と96条に的をしぼり、一旦国民投票で承認を得てから好きなように改悪をすすめるようとする狙いは明らか。

3、「戦争国家」体制確立に必要な改悪をいくつも盛り込む

- i、政教分離規定の緩和（20条3項、89条1項） →後述
- ii、戦争体制に不可欠な「軍事裁判所の新設（76条3項）」 →後述
- iii、一方では内閣総理大臣の権限強化（自衛隊の最高指揮権、行政各部の直接指揮）、他方では国会を形骸化する国会審理の軽視（議事の定足数の廃止、閣僚の議院出席義務の緩和） →後述
- iv、地方自治体への統制 →後述

v、12条などの「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変更

◇現行12条の意味： 諸国人民の血と汗の結晶として引き継いだ人権を失わないための不断努力

97条（この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって……）、11条（侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる）を踏まえている。“大切に守り育ててほしい”と日本に委ねられたもの。

12条は、こうした性格・歴史をもつ基本的人権を、**国家権力が権力を濫用して侵害することを許さない不断努力を要求**。この根底には「抵抗権」の思想がある。

*但し、私人と私人の権利が衝突した場合にどう調整するか**の基準となる概念**：「公共の福祉」

「公共の福祉」に反しないかぎり、積極的な権利行使を奨励（私人の側から規定：12条）、国家による最大限の尊重を要求（国家に対する要求という側から規定：13条後段）

例：表現の自由とプライバシー（12条の「公共の福祉か、内在的制約か？」）

資本の横暴を抑えるのも「公共の福祉」（公序良俗に反する解雇・劣悪な労働条件・公害 etc）

*→12条・13条の総則規定以外には、22条（職業選択の自由）・29条（財産権）という経済活動に関する条文に限って「公共の福祉」による制限を規定している（それ以外の人権については「公共の福祉」による制限の規定はない）。

但し、現行12条、13条のもとでも、「公共の福祉」を人権制限のため不当に拡大してきた。

（e x. ビラ貼り・ビラまき、公務員の労働基本権制限（「国民全体の共同利益」論）など。）

◇しかし、改憲案は、そのレベルに止まらず、さらに**12条のもつ意味を根本的に変質**させる

i、改憲案に「自由及び権利には責任及び義務が伴う」を挿入→基本的人権全体に及ぶ

*タイトルに現れる思想

現行の有斐閣六法「自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止」→（国民の**責務**）

ii「公共の福祉のためにこれを利用する責任」（現行）→「公益及び公の秩序に反しないように自由」を享受し、権利を行使する**責務**」に変更：→ 国家の価値観に左右される危険性が大きい

*「公共の福祉」→「公益及び公の秩序」と、条文で改訂した箇所：

12条（国民の責務）、13条（個人の尊重等）、29条（財産権）

*1次案・2次案までは、22条（居住・移転及び職業選択等の自由等）も、この改訂の対象。草案では、逆に「公共の福祉」を削除したのみで、「公益及び公の秩序」は入れず。主語がもともと「何人」であることと併せて考えると、外国人労働者の移入を想定？

iii 「公共の福祉」についての「素案」（05年7月7日）の言及

- ・「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴う」ことを言及
 - ・「公共の福祉」概念は曖昧 → 「公益及び公の秩序」などの文言に置き換え
 - ①個人の権利を相互に調整する概念：
 - ②生活共同体として国家の安全と社会秩序を維持する概念
- として明確に記述すべき

*わざわざ②を強調した意味に留意すべし：「国家の安全と社会秩序維持」が最優先

§20（信教の自由）3項：政教分離規定：第1次・2次案までは「社会的儀礼の範囲内にある場合を除き宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない」としていた。

しかし、「草案」では、「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない」として、津地鎮祭の最高裁判例（1977年7月13日最高裁判所大法廷判決）を採用：新89条①項（公の財産の支出）とセット

靖国参拝に対する国内外の批判を考慮？ → かなり玉虫色的になった。

*「許容される国などが参加する一定の宗教的活動」の意味（05年7月7日「素案」権利及び義務3項）：

地鎮祭への関与・公金による玉串料支出・公務員等の殉職に伴う葬儀等への公金の支出（即ち、戦死者等の葬儀を国家が行う→「英霊」の復活）

4、第四章 国会

54条（衆議院の解散、特別会及び参議院の緊急集会）：

①項新設（内閣総理大臣の解散権 ← 現行69条、7条三号の主語は内閣

56条（表決及び定足数）

*議事の定足数（56条1項：総議員の3分の1以上の出席）の廃止。（「大綱」第5章第1節6項：「議事をすすめるには議長と発言者さえいればよい」！？） 驚くべき国会軽視

*議事の「過半数による決定」＝議決の定足数の規定は、従前通り残す（新①項）

63条（閣僚の議院出席の権利と義務）

②項を新設：内閣総理大臣その他の国務大臣は、議院から出席を求められたときは一応出席義務があるが、「職務の遂行上やむをえない事情がある場合」は出席義務なし

64条の二（政党）（新設）

「国は、政党が……その活動の公明及び公正の確保並びにその健全な発展に努めなければならない」

* 政党規制を憲法上規定した点で重大。

→「大綱」第5章第1節7項は、政党法の制定を当然の前提

「憲法及び法律を尊重しそれらに反しない限り自由であることを明確にする」：i e 悪法批判すら問題視されることになる。

c f. ドイツ連邦共和国基本法21条2項：共産党非合法化の歴史。市民団体なども非合法化。

「政党のうちで、その目的またはその支持者の行動からして、自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、違憲である。」

5、第5章 内閣

65条（内閣と行政権）：行政権は、「憲法に特別の定めある場合」以外は内閣に属する。

→「憲法に特別の定めある場合」は内閣総理大臣に：

→*自衛隊の指揮権（9条の二1項）、内閣総理大臣の解散権（54条1項 前述）、行政各部の指揮監督（72条①項）

72条（内閣総理大臣の職務）

①項 行政各部の指揮監督は、内閣総理大臣が行う。

②項 議案の国会提出・一般国務及び外交関係についての国会報告は「内閣」を代表して行う。

*即ち、単なる報告は「内閣を代表して」行うが、行政各部の指揮監督は各担当大臣を飛び越して、内閣総理大臣が直接行う。内閣総理大臣の権限の強大化

6、第6章 司法：憲法裁判所は設置しない、*但し、軍事裁判所を設置

76条（裁判所と司法権）：特別裁判所につき現行の原則は一切禁止 → 例外容認へ

新3項 下級裁判所としての「軍事裁判所」の設置

常時か・戦時のみか？ 対象は軍人軍属に限るのか・民間人も含むのか？ 裁判所の構成？ などは、すべて「法律の定めるところにより」

*戦前の「軍法会議」：①対象 軍隊の属する者・捕虜・戒厳令施行地域の一般人の犯罪、②手続 一審制、戦時は非公開、③軍隊規律を厳格に守ることが目的・一般的な憲法の人権保障は排除

*民主党「憲法提言」は「憲法裁判所」設置を主張（しかし、「憲法裁判所」設置はかえって、下級裁判所の違憲審査権を奪うことになる可能性が大）

79条（最高裁判所の裁判官）

・②項：国民審査のやりかたの変更（内容は「法律の定めるところにより」）

・現行⑥項（最高裁判所裁判官の報酬減額禁止）→新④項「やむをえない事由により法律をもって定める場合であって、裁判官の独立を害するおそれがないとき」は報酬減額可能

80条（下級裁判所の裁判官）：最高裁判所と同様に報酬減額可能にする

81条（法令審査権と最高裁判所）：変更なし（即ち、「憲法裁判所」は設置しない）

現行 81 条:憲法判断の終審(即ち、下級審も憲法判断できる。憲法裁判所制度は通常裁判所には憲法判断をさせない)

7、第7章 財政

83条(財政の基本原則):②項を新設「**財政の健全性の確保**」福祉削減の根拠に?

86条(予算)①項「予算」→「予算案」

②項新設:**暫定予算の制度化**、③項 暫定予算の事後承認

(1次・2次案にあった新設§86の二(継続費=数年度にわたる支出の制度化)→削除

*この適用が想定される典型は防衛費、大型公共事業?

89条(公の財産の用途制限)

現行規定に対しては「私学助成」に関して批判あり。しかし裁判所は「公の支配」に服すると判断。

①項・②項に分割したうえで、①項において**20条3項の改憲に対応させる**

②項は、基本的に従来通り

*「大綱」第6章3では、「宗教団体への支出の部分だけを残し、慈善・教育・博愛事業に対する部分は削除する」(ie. 公金の宗教団体への支出の制限を残し、慈善・教育・博愛事業に対する公金の支出制限をなくする。その意味では正当な批判に答えていた)としていたのに、改憲草案では、一方では、宗教団体に対する公金の支出を制限するよう見せかけて、実際には20条3項の範囲内の支出を容認し、他方では「慈善・教育・博愛事業に対する公金の支出」について「公の支配=国若しくは公共団体の監督」を残したことは、むしろ統制強化が及ぶとみるべし?「大綱」よりも悪くなっている!「靖国へのこだわり」と見るべきか?)

90条(決算の検査及び国会の承認):現行の国会に**報告提出**→**国会の承認も要求**

8、第8章 地方自治 「構造改革」後の地方のあり方を定めたもの

新91条の二(地方自治の本旨):「地方自治の本旨」の内容を説明

*現行92条は「地方自治の本旨」についての説明なし

*一次・二次案の新91条の三①項では「住民の協働」となっていたが、「新憲法草案」91条の二①項では、「住民の参加を基本とし」になっている。

②項(住民は)「**負担を公平に分任する義務**」*現行30条に加えて、**税負担義務の追加**(「住民」を主語。地方参政権を念頭におく?)

新91条の三(地方自治体の役割)

①項(地方自治体の種類):基礎地方自治体・これを包括・補完する広域地方自治体

*「大綱」第7章第2節では、道州制導入を前提:道州・基礎的自治体(市町村・自治区)
大合併による地方議員の小選挙区化(「自治区」の定数1、せいぜい2)

新92条（国及び地方自治体の相互の協力義務）：（一次・二次案の新91条の四と同旨）

現行92条は、単に「地方自治の本旨に基いて法律で定める」となっているのみ。

しかるに、新92条は、「地方分権」といいながら国による統制強化

93条（首長・議員の直接選挙）：変化なし

（民主党「憲法提言」は、直接選挙制を否定する選択権を自治体に与えている。「議員内閣制」「執行委員会制」「支配人制」）

新94条の二（地方自治体の財務及び財政措置）

①項 財源：地方税・使途を自主決定できる財産、②項 国の財政上の措置

*地方自治体の財政：

i、地方税

ii、地方自治体が自主的に使途を決定できる財源：国庫負担金の廃止問題が絡む

→自治体間の格差拡大放置。医療、年金、教育などを地方にゆだねる。国の責任を放棄し、福祉のうち何を切り捨てるかは地方が決めるというもの。国は外交・軍事・大型公共事業に集中

95条（一つの地方公共団体のみに適用される特別法に関する住民投票制度）：削除

9、 憲法改正手続きの緩和 96条①項

i、発議に至る前の**提案権**：国会議員に限定

ii、**発議**：各議院の総議員の**過半数**の賛成 ← 現行：3分の2

***発議要件の緩和**：「各院の総議員の**過半数**の賛成」（i.e. 政権党になれば憲法改正できる）

*日本経団連（05.01.18）、中曽根氏らは**段階的改憲**を主張。そのために改正手続きを緩和。その場合民主党も飲む可能性がある。→その上で**残りは後で**という戦略。

iii、国民の承認：**特別の国民投票**で**過半数**の賛成

***国民投票**

・現行：特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票

・7月7日の「要綱」では明記されていた「**有効投票総数の過半数**」は「新憲法草案」には明記せず。民主党の05.04.25「国民投票素案」、同10.27の「国民投票法案大綱」（**投票総数の過半数**、○を改憲賛成、白紙・余事記載等の投票も「改憲賛成でない」として考慮、内容的まとまりごとに投票）に配慮？

10、最高法規：現行のまま

*§99にも「**国民の擁護義務**」を入れず（「大綱」第一章6では「国民の尊重擁護の責務」）

三 これからの課題

◇ 9条の会は全国で約3000。「9条を守れ」の声は日本だけでなくアジアやアメリカにも広がる、

経済同友会の終身幹事である品川正治さんが、財界人の立場から憲法9条擁護の大切さを訴えている。こうした広がりには確信をもちましょう。

憲法9条改憲反対が62% (05.10.05「毎日」)

◇しかし、他方では**憲法全体については改憲賛成が58%**

この矛盾した世論の背景には、「憲法は古くなった」「国際貢献のために自衛隊海外派兵は必要ではないか」「北朝鮮脅威論」などの素朴な疑問が存在
マスコミが、むしろ「北朝鮮脅威論」などをあおっている状況下で、こうした素朴な疑問にきちんと応え、憲法改悪の真の狙いがアメリカと一緒に海外で戦争できる国にすることであることを明らかにすることが重要。

◇郵政選挙の危うさ、マスコミ状況のもとでの憲法学習会の意味

- ・聞いた人がオルガナイザーになってもらう必要
- ・隣の人を説得できる：自分の言葉と感性も大切
- ・素朴な疑問に、客観的・具体的な事実やデータで説得する必要：

防衛白書など、**相手方の資料**に基く説得が重要

◇そのために、繰り返し学習会を重ね、学んだひとりひとりが自分の言葉でまわりの人に語りかけ、署名や集会・ピースウォークなどで「平和憲法守れ」の世論を広げること。そして地域や職場で共同の輪を思い切ってひろげましょう。

◇【世論調査が語るもの】

1、9条そのものについては、改憲反対が多数

	改憲反対	改憲賛成
朝日 05年5月03日	51%	36%
毎日 05年10月5日	62%	30%

*9条が戦後日本の平和維持に役に立ってきた

朝日	5月3日	大いに役立った	ある程度役立ってきた	合計
		26%	50%	76%
毎日		かなり32%	48%	80%

2、しかし、憲法全体について改憲の是非を質問した場合

	改正必要	必要なし
朝日 05年05月03日	56% (53)	33% (35)
毎日 05年10月05日	58%	34%

*また、毎日：9条が日本の平和維持に「かなり役立った」と回答した人の

47%が憲法改正に賛成、9条についても21%が「変えるべき」と回答

3、この事実を直視し、その内容を分析する必要がある

* 「毎日」：改憲賛成派の賛成の理由

今の憲法が時代に合っていない56%、一度も改正されていないから18% : 合計74%

(ちなみに「アメリカの押し付けだから」は10%にすぎない。これは、現在の改憲がアメリカの押し付けだから自民党もいいにくい)

* 「朝日」「改憲」に対するイメージ：

“未来志向”28% (←「新憲法」、「創憲」論の影響)、 現実的 29% (←「乖離」論の影響)

4、これらの世論は、自衛隊を憲法に位置付けよという議論とともに、それ以外の点も軽視できない

「毎日」：“わかりやすい日本語に” 43%も

この点についての自民改憲案は周到に配慮している：かな使い 等

5、自衛隊と憲法との関係：「自衛軍」と憲法に明記することの意味→必然的に9条2項を削除

これまでの政府見解 : 9条2項があるから自衛のため以外には武力行使ができない

「自衛軍」=「戦力」をもつ以上は、9条2項と両立できない

明記して「歯止め」という議論(民主党 など)の危うさ(前述 5頁)

* 自衛隊と9条に関する「朝日」の質問

“自衛隊は今のままでよい”が、憲法に明記すべし 58%

自衛隊でなく「普通の軍隊」とするために改憲すべし12%

合計70%にもなる

* “自衛隊は今のままでよい”の意味：海外で武力行使はしない

「普通の軍隊」：海外で武力行使する軍隊

6、「国際貢献」論

NHK050123 国際貢献と自衛隊の関係

PKO・人道的支援 64%

他方で③(後方支援)6%+④(武力行使を含めた協力)4%=10%しかない

◇これらの一見矛盾した世論の意味するところをときほぐし、客観的な事実をもって丁寧に説明すれば、必ず多数派を形成できる！！

◇「環境権」などの「加憲」論に善意でひかれている人との対話。「トロイの木馬」であること

◇福祉削減、教育、大増税など、生活実感に即した話が大切。

◇政党・党派、思想・信条を超えて、神を信ずる者も信じないものも、日本の宝、21世紀人類の希望・憲法9条を生かし、守りきるために力を合わせましょう！

◇ アメリカとの関係を変え、アジアと共生する道は憲法9条を生かす道、世界の歴史を変える運動

以 上